

## 平成27年度第2回宮城県民間非営利活動促進委員会議事録

日時：平成27年10月6日（火）

午後1時30分～午後4時30分

場所：宮城県行政庁舎第一会議室

### ○ 開会

皆様、本日は、お忙しいところ、御出席いただきまして、ありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまから、平成27年度第2回宮城県民間非営利活動促進委員会を開会いたします。

本日の会議の定足数でございますが、12名の委員のうち所用によりご欠席の連絡をいただきました高浦委員、伊藤委員、甲山委員を除き過半数を超える委員のご出席をいただいておりますことを御報告申し上げます。

なお、本委員会は公開することとされております。また、議事録については、後日皆様に内容を確認させていただき、宮城県のホームページで公開することとしておりますので、ご協力をお願いします。

それでは、開会にあたりまして、環境生活部長 佐野からごあいさつ申し上げます。

### ○ あいさつ

宮城県民間非営利活動促進委員会の開催にあたりまして、一言御挨拶申し上げます。

本日は、お忙しい中、御出席をいただきありがとうございます。

委員の皆様には、日頃から、本県のNPO活動の促進につきまして、多大なる御協力をいただいておりますことに対しまして、この場をお借りして厚くお礼申し上げます。

また、7月に開催しました第1回委員会におきましては、委員の皆様から、たいへん示唆に富む貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございます。

東日本大震災からの復興の進捗状況を見ますと、各地で災害公営住宅の整備が進むなど、県民の皆様には復興の歩みを実感いただける機会が増えてまいりました。一方で地域コミュニティの再構築や被災者の心のケアなど引き続き取り組んでいかなければならない課題も多く残っております。

このような中、多くのNPOが、震災直後はもとより現在におきましても、その機動性と柔軟性を十分に発揮し、被災地における復旧・復興活動に取り組み、大きな役割を果たしていただいております。また、震災復興以外の分野に

においても、NPOが様々な社会課題の解決等に尽力をいただいているところ  
です。

本日は、今年度2回目の委員会になりますが、皆様からの御意見を踏まえて  
基本計画の各章につきまして、事務局案の叩き台を作成いたしました。本日も  
委員の皆様からの忌憚のない更なる御意見をいただきますようによろしくお願  
い申し上げます、開会のあいさつといたします。

#### ○進行

ありがとうございました。それでは以降の進行につきましては、石井山会長  
にお願いいたします。

#### ○石井山会長

皆さんこんにちは。今日はかなり長丁場になりますが、基本計画本文の直接  
的な見直しという時間でございますのでよろしくお願いいたします。今日の議  
事は次第にありますように大きく3つでございます。

1つ目は、第1回促進委員会で委員の方から出していただいた見直しのポイ  
ントの確認をすること。議題の2つ目が、前回計画に御意見を盛り込んだ事務  
局提案について具体的に検討していくこと。3つ目に震災後に立ち上がったN  
POについて、もう少し実態を踏まえていくための追加調査をしていくことを  
予定しており、その内容について議論いただくことを予定しています。

2つ目の本文案の叩き台を見ていくのが、今日の重点的な部分になると思  
います。では、まず(1) 第1回民間非営利活動促進委員会における検討事項  
について、事務局から説明をお願いします。

#### ○事務局

資料1を御覧下さい。前回の促進委員会の中でいただいた意見について10  
点ほど整理させていただきました。

まず1番目といたしまして、今回の計画の支援対象はどうようにしていくの  
かですが、対象については前回と同様と考えており、公益的な活動を行う団体  
は対象と考えております。掲載文案としては、この宮城県民間非営利活動促進  
基本計画(以下「基本計画」という。)では、主として、特定非営利活動法人や  
任意の市民活動団体など「市民が自主的・自発的に組織した社会的・公益的な  
活動を行う団体」としてのNPOを対象とします。よって、活動の内容に応じ、  
町内会や自治会等の地縁団体、公益法人、社会福祉法人、協同組合等、企業も  
対象に含まれますとしております。

2番目としまして多様性と人権を盛り込んで行くことにつきましては、団体

の目的の違いを理解し、他団体を尊重し活動していくと考えております。掲載文案としては、NPOは、目的や実施事業、団体構成などさまざまな違いがあり、多様な面を持っています。他の団体を尊重し、多くの団体や社会と関わりを持ちながら、その特徴を生かし、創造性を発揮した活動を展開することが期待されていますとしております。

3番目としまして女性の参画促進を計画に取り入れることにつきましては、女性が中心的な存在として活躍している団体も多く、女性活躍促進法の成立など今後も躍進が期待されるものと考えております。掲載文案としましては、特に、これまでもNPOの分野では女性が活躍しており、中心的な存在として活躍している団体も多くなっています。女性活躍推進法の成立などにより、今後さらなる女性の活躍が期待されていることから、女性のNPO活動への参加も促していく必要がありますや、社会経験や技能を生かしてNPOで活躍が期待されるアクティブシニアや女性の参加、青少年や外国人など多様な人々のNPO活動への参加を促進しますとしております。

4番目といたしまして、中間支援組織のない地域の設置促進や仙台市以外のNPO法人の支援につきましては、急に支援組織を設置していくことは難しいため、設置支援の促進や既存のNPOプラザを活用しての広域的な支援と考えております。掲載文案としましては、NPO支援施設のない地域については、今後の設置促進や新規の設立団体が多い地域については、既存のNPOプラザも活用してNPO活動の支援を図って行きますとしております。

5番目としましては、一般市民がNPO活動に参加する過程のサポートとしましては、参加する機会作りや様々な情報提供を行っていくものと考えております。掲載文案としましては、また、NPO活動の初め方を簡単に知るための環境の整備や活動に参加する機会や仕組み作り、実際の活動には参加できなくても寄附などを通じて間接的に参加するなど、多様な参加方法を提供していく必要があります。こうした活動や参加方法について情報発信することも大切ですとしております。

6番目としまして、中小企業信用保険法の法改正 金融機関を巻き込んだサポートとしましては、中小企業信用保険法改正も踏まえてより利用しやすい制度の検討をしていければと考えております。掲載文案としては、中小企業信用保険法の改正等も踏まえて、より利用しやすい融資制度の見直しを検討して行きますとしております。

7番目としましては、ソーシャルビジネスにおけるモデル事業を創出としましては、現時点でモデル事業をすぐに創出していくことは難しいためソーシャルビジネス事業の把握とモデル事業の共有ができればと考えております。掲載文案としましては、また、NPOの活躍推進に向けたソーシャルビジネスの取

組を実践している団体の情報収集や分析を行い、他の地域へ展開を図れるモデル的事業について発信していきますとしております。

8番目としましては、NPOの政策提言力の強化といたしましては、前回の計画において政策立案への参加機会の拡充や各種審議会委員の公募の推進などとしておりまして、今回の計画においても既存の計画を継続していくものと考えております。掲載文案としましては、②政策立案への参加機会の拡充 パブリックコメントなどを通じて、市民及びNPOから意見や情報を提供してもらうなど、政策提案を促すことにより、政策立案への参加の機会を拡充します。③各種審議会委員の公募の推進 政策や事業に市民及びNPO関係者の意見が反映されるよう、各種審議会委員の公募を推進しますとしております。

9番目としましては、町村の支援強化といたしましては、先行している市町村の事例などについて共有して行くこととし、市町村の優れた取組を県内に広めていくことも、支援強化の1つになると考えております。掲載文案としては、各市町村における優れた取組が県内全域に広めるなど、市町村がNPO活動を促進する上で必要な情報を収集・発信しますとしています。

10番目としまして、全庁的な体制の見直しも必要ではないかということにたいしまして、NPOパートナーシップ推進員を中心に、協働内容の検証を行うこととしておりましたが、大震災以降、検証は中断していることなどから意義や効果も含めて実施方法について見直すものと考えております。掲載文案としては、東日本大震災以降は、協働の内容の検証は中断していることから、意義や効果も含めて実施方法等について見直しを行いながら、全庁的な協働の推進に取り組んでいきますとしております。

また、資料1の2番目の多様性と人権を位置付ける部分で、前回の委員会の時に御意見があったと思いましたが、掲載案の段階では、多様性ということころをNPO団体が多様な面をもっていますので、尊重としたのですが、前回の意見での発言の趣旨は、多様性はダイバーシティということで、性別や国籍、高齢者などの理解ではおりましたが、なかなか難しい面がありまして、苦慮した部分があります。3番目の女性の参画促進の2つ目にありますが、②のタイトルが、多様な人々の参画促進というタイトルにしておりましてアクティブシニアや女性や青少年や外国人などをとということで、ダイバーシティ的な部分になります。人権をどのように記載して良いのか、今回の議論のなかで御意見をいただきたいと考えております。

○石井山会長

前回の会議のなかで、それぞれが多彩な意見を申し上げたところですが、その意見を具体的な計画の修正に盛り込んで行く上で、10個のポイントとして

整理していただき、ご対応いただきました。

具体的には、次の2の議題で、実際に文案を確認するなかで検証していくこととなりますが、現段階で御意見や確認したいこと、質問あればお願いします。

#### ○宗片委員

多様性と人権について答えていただきまして、このような文章の作成案を拝見しましたが、私も、この点については触れておりましたが、いわゆるNPOに期待される社会的役割と可能性というところが23ページにあるが、そういったところでNPOが活動していく姿勢として、活動の対象となる様々な人達への多様性と人権への配慮もそれぞれのNPOにも期待されるのではないかということも発言したつもりでした。NPOには多様な人達が沢山いることもよくわかっています。その中で、人権という問題が活動していくうえで大変な重要な視点だと思っております。NPOの資質として、しっかりと人権意識をもって取り組んでいく必要があるのではないかということ踏まえた発言をしたと思っておりますので少し違うかと思いました。

もう1つは、女性の活躍について触れていただいてありがたく思いますが、では、NPOの主体というのは、男性はどこにいらっしゃるのでしょうか。アクティブシニアはわかりますが、男性の活躍はどうなんでしょうか。仕事中心の男性達がNPOに関わることが求められています。ワークライフバランスも最初に記載されておりましたが、どこにも、男性が入っていない、記載がないですね。地域活動やNPO活動やボランティア活動に参加のできない仕事中心の男性達にも活動に参加をしてもらいたいということを、どこかで明確に出していただいたほうが、ある意味女性達はしっかりやっているのだから、これから促進をしてさらに広がることは大事だが、アクティブシニアの方も町内会等で活躍しています。それに加えて、多くの男性達の生き方の見直しを求められていますので、その点も踏まえた形の扱いをしていただいた方がしっかりとわかるのではないかと思います。

企業のなかでも、ボランティア休暇なども触れておりますので、そのことも含めて男性達の活動も促進していくことも取り入れていただくと伝わるものも伝わるのではないのでしょうか。

#### ○石井山会長

人権、つまりNPOのミッションは多様でありながらも、共通していかなる価値を実現していく存在であるのかを考えたときに、人権という概念が大事ではないかという確認いただきました。

また、これまで市民セクターや地域セクターは、とくに女性の活躍に支えら

れた部分もあります。そこを男女共同参画にしていく、というニュアンスが表現としては適切ではないかというご指摘かと思いました。

#### ○西出委員

多様性や人権の項目については、補足などは、NPOに期待される役割で多様性と人権の記載ですが、その社会の変化の中で、ますます多様な方とか、色々な生きづらを抱えている人がいて、それが、社会の中で見える化してきているような社会情勢の変化の中で、問題意識や背景というところで入れてもいいのかと思いました。もしくは、基本計画の目指すところというか、政策の趣旨のところで大きな目的の1つに多様性ということは、いろんな人を社会的に排除することの反対として社会的に大切にできるソーシャルインクルージョンという考え方だと思いますので、多様性と人権の尊重と社会的共生をキーワードにして位置付けていくのも一つあるのかと思いました。

#### ○石井山会長

NPOをめぐってのことに視野を限定させず、そもそも社会情勢をいかに捉えるか。そういう説明の仕方を提案いただきました。

今後の文章の検討のなかで検討できればと思います。

#### ○川村委員

今回策定する基本計画は、今後5年間の計画ということで、検討事項の4番の中間支援組織ですとか、7番のソーシャルビジネスなどについての説明のなかで、中間支援組織の設置などは、すぐには難しいので促進やモデルの事例の提供など紹介という言葉に留まっていると思いますが、5年後でも難しいのでしょうか。5年間の基本計画でのゴール感を委員の皆さんとも議論させていただければと思います。5年間の中で、それぞれの項目について、施策としてどこまで具体的に反映させていくのかを考えておりました。

#### ○石井山会長

明確な目標を作っていくという意見です。

ここまでの段階で、事務局としてコメントありますか。

#### ○事務局

今の川村委員のゴール感というお話ですが、計画によっては目標指標のようなものを定めて行う計画もあると思いますが、この促進計画の場合は、5年後に何を、事業をどこまで達成するというのは、なかなか設定も難しいと思

います。ソーシャルビジネスの件についても、後ほど、鎌田委員の方からソーシャルビジネスの御紹介をしていただこうと思っておりますが、全国的には、NPOがソーシャルビジネス手法を採用して少し成功事例が見えてきています。

#### ○石井山会長

たしかに、ソーシャルビジネスを将来的にいくつ立ち上げる、といった数値目標は立てられないでしょうが、そのための学習の場を何回実現する、といった形であれば、何らかの数値目標を立てられるかもしれません。今後協議できればと思います。他に御意見がなければ、10のポイントがどのように文案に反映されたかについて、ご説明いただき、検討に入っていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

では、議事の2つ目、宮城県民間非営利活動促進基本計画改定案（たたき台）についてです。いくつか区切って進めた方が良くと思いますので、はじめに、宮城県民間非営利活動促進基本計画改定案（たたき台）第1章及びの第2章について事務局から説明をお願いします。

#### ○事務局

宮城県民間非営利活動促進基本計画の第1章について説明いたします。

基本計画の策定の経緯ですが、現計画では第3章に「基本計画の策定の経緯と根拠」で配置されておりましたが、今回の叩き台では第1章に移動しております。

基本計画改定の趣旨ですが、こちらについても現計画の第3章の「基本計画の見直しの必要性」を今回提示しました叩き台においては、第1章において「改定の趣旨」としております。

東日本大震災からの復興と、現代社会が抱えている人口減少や少子高齢化など、地方創生の実現に向けた取組の推進が求められています。このような社会変化に伴い社会全体が抱える問題が多様化・複雑化しているなかでNPOが取り組む活動に期待が高まっております。また、活動の広がりはあるものの、自立した運営を行う上で人材や資金等の課題を抱えている団体も多い状況にあります。加えてアクティブシニアや若い世代のNPOへの参加など、NPO活動を取り巻く環境も変化していることから改定を行うものとして記載しています。

3基本計画におけるNPOの捉え方について「(1)NPOとは」については、前回の表現を踏襲しております。NPOには、特定非営利活動法人を含む非営利の各種法人のほか、法人格を持たない任意の市民活動団体等が含まれますと記載しています。「(2)NPOの特徴」についても、現在の基本計画でも説明していただきましたので、前回は踏襲しております。①公益性、②自発性、③市民参

加、④独立性、⑤利益の分配を追求しない。(非分配性) こととして記載しております。「(3) 特定非営利活動法人」についても、前回の表現を踏襲しております。「(4) 基本計画の対象」については、基本計画の主な対象となるNPOについて説明をしています。現計画においては、「(1) NPOとは」において説明している部分になりますが、「市民が自主的・自発的に組織した社会的・公益的な活動を行う団体」は対象に含むものとしておりました。今回の計画においても対象範囲は同じと考えております。

第2章NPOを取り巻く情勢の変化についてご説明させていただきます。

「1 NPOを取り巻く情勢の変化」につきましては、第1章から配置移動している部分になります。前回改定時からの情勢の変化につきて記載しております。

(1) NPOをめぐる法制度等の整備としまして、「①特定非営利活動促進法の改正」については、新しく加えた部分になります。平成24年度に法律改正がなされ、活動分野の拡大、申請手続きの簡素化、2以上の都道府県に事務所を設置する特定非営利活動法人(NPO 法人)の所轄庁事務が都道府県や政令指定都市などに変更となり、所轄庁の変更などがあったことを説明しています。「②中小企業信用保険法の改正」については、新しく加えた部分になります。NPO法人が信用保証制度を利用することが可能となりました。「③寄附税制優遇措置の拡充」についても、新しく加えた部分になります。仮認定制度がスタートアップ支援として導入され、認定NPO法人への寄附をした場合の税制優遇措置が拡充されたことを説明しております。

(2) 社会的・公益的な活動の担い手の広がりにつきましては、現計画の1章から移動した部分になります。社会の役に立ちたいという社会貢献に対する関心が高まっており、企業においても、社会貢献活動を社会的責任の一環として位置付けていることや、アクティブシニアなど多様な世代の関心が高まっていることを説明しています。

(3) 地域活力の低下・コミュニティの希薄化につきましては、新しく加えた部分になります。少子高齢化や人口減少や価値観の多様化等により、地域内の連帯感が薄れ、コミュニティの低下が懸念されています。一方で地域住民ニーズも多様化しており、行政だけでは対応が難しくなっていることを説明しています。

(4) 東日本大震災の発生につきましては、新しく加えた部分になります。被災地においては、震災直後から様々なNPOがその機動性や専門性等を活かした被災者支援などの活動を自発的に展開し、復興の進展に重要な役割を果たしてきました。震災から5年が経過する現在も、被災地の心のケアや地域コミュニティの再構築など、復興の本格化及び長期化に伴う様々な課題に適切に対応していく上で、NPOにはこれまで以上に大きな期待が寄せられていることを

説明しています。

2 宮城県におけるNPOを取り巻く現状と課題の（1）宮城県のNPOの現状と課題については、平成25年12月に実施しました「宮城県NPO活動実態・意向調査」の結果からの現状と課題について説明しています。項目としては、「■NPOの財政規模について」、「■スタッフの状況について」、「■活動上の問題点について」、「■認定NPO法人申請について」、「■東日本大震災関連事業について」、「■協働のパートナーについて」の調査事項について掲載を予定しております。

（2）宮城県内のNPO支援施設（中間支援組織）の現状と課題については、①現状では県内では、NPOを支援することを目的とする中間支援組織が活動しているとともに、各地域にNPO支援施設が設置されていることで、県内のNPO支援施設数を記載しています。②課題としては、NPO活動実態・意向調査の結果から、利用しない理由として「地理的にとおい」や「どんなサービスを提供しているかわからない」、「提供しているサービスや支援の内容は知っているが、現在の単体の組織運営や活動状況からみて、利用する必要性がない」が多くなっていることから、サービスの充実、認知度の向上が必要であることを説明しています。

（3）宮城県の施策では県が実施している施策を説明しています。「イ民間非営利活動プラザ（みやぎNPOプラザ）」につきましては、NPO支援施設との連携やNPOの支援を担っていることから、県のNPO活動促進の拠点として、より質の高い機能の充実が求められること、みやぎNPOプラザを利用しない理由として、遠隔地であることのほか、提供しているサービス内容がわからないことについて述べています。「ロみやぎNPOサポートローン」については、委託金等が交付されるまでのつなぎ資金として考えられてきましたが、中小企業信用保険法等の改正も踏まえてより利用しやすい制度としていく必要があります。「ハ県税の課税免除」実績については、法人県民税均等割、不動産取得税、自動車税、自動車取得税について免除しており、財政的支援として定着しつつあるため、今後も継続する必要があります。「ニ県有遊休施設等の有効利用によるNPOの拠点づくり事業」については、現在6施設を貸し付けていますが、今後も拠点作りに取り組んで行く旨を記載しております。「ホNPOとの協働」につきましては、職員のNPOへの理解促進と、NPOとの協働を実践するため協働の研修を行っていますが、協働実績については、調査中であります。「ヘ宮城県民間非営利活動促進委員会」につきましては、毎年度県が実施した事業の検証等を行っており、引き続き適正な運営に努めていくことを記載しています。「トNPO活動促進庁内連絡調整会議」については、庁内のNPO活動の促進に関する施策を総合的に推進するために設置しているもので、連絡調整会議、幹

事会、パートナーシップ推進員から構成されています。

(4) 市町村の施策については、NPO活動支援施策等に関する調査とNPO活動促進に係る市町村調査の結果について説明しています。協働の際にNPOに求めることは「企画提案・実践能力」、「安定した組織運営」、「専門知識等を有している」を選択した市町村が多く、NPOとのパートナーシップ形成のため自治体が取り組むべきことでは、「行政職員の理解」、「政策立案への参加機会の設定」、「中間支援組織との連携」が多くなっています。

「3 NPOの社会的役割と可能性」については、現計画を踏襲しております。(1) 社会参加機会の拡充と市民性を育む社会的機能としてのNPOについては、社会的な役割を果たすことに意義を見いだそうとする行動や、個人の利益よりも国民全体の利益を大切にすべきという意識の高まりなど、市民の社会貢献への関心も高くなり、NPOには、このようなニーズに応え自己実現の機会を提供する役割が期待されますと説明しています。

(2) 市民セクターの中心的存在としてのNPOについては、現計画を踏襲しています。シンクタンクとしてのNPOについては、NPOの政策提案の役割について説明しています。公共サービスの担い手とパートナーとしてのNPOについては、公共サービスに対するニーズが多岐にわたっていることから、従来の仕組みでは限界が見えてきています。そこで、行政が様々な主体と協働し役割を分担していくことが求められていますが、NPOにはそのパートナーとしての役割が期待されていることを説明しています。

(3) 震災復興の担い手としてのNPOについては、新たに加えた部分になります。復興の推進のためには多様な活動主体が結びつき取り組んでいくことが重要ですが、NPOには被災者のこころのケアの推進や、生活の質の向上、地域コミュニティの再生・構築支援などについて、多様な主体との連携により、被災者の生活をきめ細かくサポートしていく必要があることを説明しています。

(4) 地域社会での結び手のNPOについては、地方分権を進める動きの活発化とともに、地域における課題はますます複雑・多様化しています。このような中で人材や資源を必要とする地域ニーズをつなぐだけでなく、地域の人々や団体を結び付け、新たなネットワークを築こうとする場合、それを推進し、支えるようなNPOの働きも重要だと説明しています。

(5) NPOを支援するNPO（中間支援組織）については、前回は踏襲しております。NPO法人数の増加、NPOと多様な主体との協働の場面やNPOが社会的役割を果たしていく上でも、中間支援組織の役割が今後一層大きくなると期待されますと説明しています。4 NPOの課題と今後望まれることにつきましても、前回は踏襲しております。(1) 目的と使命（ミッション）の明確化と情報発信については、表現を変更しています。(2) 継続的活動のためのマ

ネジメント能力の向上については、NPO活動促進に係る市町村調査等の結果から、NPOとの協働に当たって行政が求めている部分であることを説明しました。(3) 創造性の発揮については、NPOはニーズの先取りなど行政や企業では活動が難しい課題においても効果的な活動を行うことができます。また、NPOは、それぞれ目的や団体構成に違いがあり、多様な面を持っています。他の団体を尊重しながら、創造性の発揮した活動をすることが期待されていることを説明しています。(4) 説明責任と情報公開については、多くの人々からの理解と支持を得ていくためにも、説明責任の重要性を認識し、積極的に情報公開・情報発信を行うこととしています。

○石井山会長

質問・提案ありましたら、ぜひよろしくお願いたします。

○西出委員

「(1) NPOとは」で、非営利活動法人のところで、非営利という言葉がでくるが、非営利という言葉が、一般の方に誤解されることもあると思うので、その下で、営利を目的とせずと記載はされているが、(1)の非営利(営利を主な目的としない)などとすると、非営利の意味も理解されるのではないのでしょうか。民間非営利活動という言葉とNPO活動という言葉と、NPOの活動と似たような言葉があるが、例えば民間非営利活動などとNPO活動を一緒にしているのか、言葉を使い分けているのか。言葉の定義がどうなっているのか確認されるといいと思いました。今回の計画の中でもNPO活動という言葉は使うと思いますので、読んだ時に、似たような言葉があるので、同じ言葉か整理が必要かと思いました。

○石井山会長

できるだけ、言葉を吟味していただいて統一したほうが良いということですね。ぜひ、修正のなかで御意見を反映させていければと思います。

○西出委員

5 ページ目の計画の対象ですが、公益法人の記載がありますが、震災以降は、NPO法人を選ぶのではなく、一般社団法人という形態をとる団体が増えていますが、一般社団法人の扱いをどうするか。一般社団法人を明記して、対象に含まれますとしたほうが、実態には即した気がしますが、一般社団法人だから全て対象にすることはどうかということも含めて、他の委員の方の御意見をきけたらと思います。

○石井山会長

事務局の文案の趣旨としては、対象として含むということだと思いますが、補足的なコメントは事務局からありますか。

○事務局

この部分については、前回の計画を踏襲した部分ではありますが、公益法人制度改革などがありまして、公益認定を受けない一般社団法人についても、民間非営利活動の大きな担い手であると思います。私たちの補助事業でも、補助団体として採択することとなっておりますので、一般社団法人も対象として然るべきなのかと考えております。

○石井山会長

以前の計画の時には、無かった動向だと思いますので、出来るだけ一般社団法人という言葉を出していただいたほうが解りやすいという意見だったと思います。

○佐藤委員

基本計画におけるNPOの捉え方の項目のなかで、(1) NPOとは、(2) NPOの特徴、(3) 特定非営利活動法人とは、と定義をまとめた上で基本計画の対象が(4)にあります。「定義を踏まえて(4)」というのを、明確に記載した方が良いように思いました。最初の(1) NPOとはと(3)の特定非営利活動法人とは、の全てを対象にするのだということが(4)に示されていると思うが、言葉の使い方が、明確に対照していないので分かりづらいのではないのでしょうか。(4)として分けたことにより、逆にわかりづらくなった印象があります。

○石井山会長

(4)と分けたことが解りにくさを作っているのではないか。ということですね。このあたりについて、事務局としてどうでしょうか。

○事務局

経緯や概念の整理は、コンセプトそのものは変更しておりません。ご指摘のように現計画では、(2)でNPOとはとしており、そのなかで対象も規定しておりましたが、そのなかの(1) NPOとは、(2) 特定非営利活動法人とはという整理をしておりました。今回は(1) NPOとはというものから始まり、

最後に基本計画の対象となっておりますので、確かに、NPOとその間に特定非営利活動法人という概念が入って、最後に基本計画の対象となっておりますので、文脈の流れが多少解りにくいということはあると思います。再度構成については考えさせていただければと思います。

○石井山会長

前計画の時から、対象を広げていくうえで、ポイントは2つ有ると思っています。一つは、西出委員が、NPOを立ち上げようとした際、NPO法を活用しない一般社団のような形態が増えていること。もう一つは、この間の行政改革で、行政の業務を地域にお願いしていく時に、必ずしもNPO法人を活用しない形で事業の主体となる団体が増えてきていること。

そういった状況の変化のなかで対象をこのように広げていくということがもう少し論理として解りやすいように工夫していくことが必要かと思いました。

○相澤委員

基本計画の説明をいただきました。文言の整理をしっかりとしているなど思っております。このなかで、川村委員と重複するところがありますが、基本計画の推進がしっかりしたものが出来上がった後で、目的達成のために、どのようにアクションを起こして実現するか。ある意味では実践計画のようなものを別枠でもいいので、出した方が良くと思います。そのような形で、自治体もそうだが、県もそれに向かって進んで行けるといいと思います。基本計画全体の中身ですと、もやとした形で、絵に描いた餅になりうることです。もっとしっかりとした実践計画、目的達成のための方法を打ち立てて描いて、既存の企業や自治体やNPOの方々に広く周知をさせていただければもっと広がるではないでしょうか。もっとすばらしいNPOの団体が立ち上がっていく、それが実践的になるのではないのでしょうか。

○石井山会長

3・4章で具体的な踏み出しについて説明されるということで、そのときにあらためてこの点を検討できると思います。今は、計画の中身ではなく、現状認識について、そのほか、いかがでしょうか。

○川村委員

言葉の整理について言えば、NPO法人と特定非営利活動法人とNPOとが章によって混在しているので、今後、整理が必要かと思いました。NPOを取り巻く社会情勢のところで、ひとつ提案としては、震災以降ここ数年、寄附の

手法ですとか、NPOが活動に支援を集めるときの発信の仕方などが変革してきているかと思えます。

インターネットの普及ですとか、市民の社会貢献の意識の高揚、情報発信の仕方が新たに登場してきていて、県内のNPOでもインターネットをうまく活用して資金集めや情報発信を行い、活動資金を集めている団体もあると思えます。どの項目にいられていただくかは検討していただければと思いますが、そういった新しい支援の集め方が全国的にも広がりつつあることを入れていただいてもいいのかと思いました。

#### ○石井山会長

どこに組み込むのか。1（1）あたりに当たるのでしょうか。財源を集めていただくためのITですね。

#### ○齋藤委員

NPOとの協働というところで、確かにNPOとの協働ということは、県の職員の皆さんが、NPOについての基礎知識を習得して協働を実践していくために研修などをしていくこと。行政で行っていた事業を地域の活力を使ってということで業務委託等を推進していくことも、共同の大きな要となっているとは思いますが、一般的な地域の方々が業務委託ですとか、NPOがそういった活動をとった時に、下請け的なところをイメージされるところも少なくないかと思えます。業務委託を進めながら、真の意味での協働はどういうところにあるのかという部分がもう少し具体化できれば、そういった部分も解消されるのではないのでしょうか。また、そういったところを解消することで、働く世代の男性のNPOへの参画にもつながるのではないのでしょうか。

#### ○石井山会長

下請けではない協働をいかに作っていくのかが、それがこれからのNPOをめぐる政策の大事な課題である、ということを文言でもきちんと組み込んでいくということが必要ではないかということですね。

#### ○猪股委員

1・2章について、今回は、3回目の改定になるので、シンプルにまとめることを目標にしたということで、そのように、昔と今を読み比べていたが、さきほど、基本計画の対象に関して、解りにくいという話はありませんでしたが、私は対象が、ここであると明確に語っているところは、旧計画では、無いような気がしますので、果たして自分のところは対象になるのかどうかというところで、

明確に書いていただいた方がわかりやすいと個人的には思いました。

それから、5年間で明確な目標付けは非常に難しいという御意見がありましたが、確かに、この5年間で大震災という予想もしなかったことが起きるわけですから、数字目標を立てるのも難しいと思いますが、それに向かって行くことも大切かと思えます。

今回の見直しに至った経緯の中で、ボランティア活動やこういったNPOの活動が一躍、脚光を浴びるということではないが、一般の人々にも身をもって存在意義を確認できる良いチャンスではなかったかと思いました。

#### ○石井山会長

今いただいた意見の関係で、第2章の1で、(1)でNPOをめぐる情勢が前半にあり、後半にいくほど、社会全体の状況の説明として整理していただいているのですが、むしろ逆転していただいた方が、説明としては、解りやすいと思えます。

さきほど、西出委員の方から、今の社会情勢を見据えたうえで、何をNPOが追求すべきかの確認が大事との意見がありましたが、そういったことを盛り込んで行くうえでも、もう少し社会情勢全体の説明を前半に出していただく。震災によって起こってしまったネガティブな側面と、一方でポジティブの面を出していただく。それによって析出してきた社会全体が持っている弱さ、そこを克服するとき、NPOがもっている可能性と、その続きに、今日のNPOをめぐる新しい情勢、合わせて行政との協働をめぐる情勢といったストーリーの方がわかりやすいのではないのでしょうか。

#### ○川村委員

意見には賛同です。宮城県の県内のNPOにとっては、東日本大震災は大きなターニングポイントになったと感じています。既存の震災前から活動されていた団体にとっては、ポジティブな面、ネガティブな面があったということもさることながら、これをきっかけに新たな担い手が県外から来たり、今までは参加していなかった方々が新たな担い手として市民活動に参加したりとか、ポジティブな変化があったと思えます。

東日本大震災を経ての県としての基本計画、震災後NPOがどのような役割を担っていくのかを特徴として出していくうえでも、東日本大震災の発生を前半に述べるのは良いと思えました。

#### ○鎌田委員

社会的な役割で考えることがありまして、昨今、UIJターンという言葉が

よく出てきています。7月に私共と女川町で、ソーシャルビジネスネットワークというものを策定させていただいて、今稼働しているところです。趣旨としましては、女川町として、震災前に1万人いた人口が震災後に7,000人にまで減ったということで、人を外から連れてこない町として継続できなくなってしまいます。人口減少ある中で、いかに職場雇用の場の提供、雇用の創出をしていくか、そのひとつの方法として、UIJターンを活用して人口減少に歯止めをかけていこうということです。

NPOもUIJターンの受け皿として期待できます。若い男性のNPOへの参加も必要だと先ほどお話いただきましたが、今後のNPOに期待されるところにUIJターンの受け皿や担い手となることなどの言葉を入れられればいいのかと思います。宮城県も仙台市はいいですが、沿岸部などは人口減少も起こっていますので、女川町の事例を今後提供させていただければと思います。そういったことを文言として入れていただくとより良くなると思いました。

#### ○石井山会長

Uターン、Iターン、Jターンをまとめた言葉ですね。人口減少を食い止め手段として、NPOの可能性を開拓しないといけないということですね。第2章の3あたりに入ってくることになるのでしょうか。次に3章の説明に入らせていただきます。

#### ○事務局

第3章「基本計画の見直しの視点と基本理念等」について御説明いたします。「1基本計画の見直しの視点」ですが、「(1) NPO活動を促進する体制の充実」につきましては、NPOプラザが果たすNPO活動促進の中核機能拠点としての機能・役割が依然として重要であることから、また、「(2) NPOについての理解の促進」につきましても、NPOに対する社会の理解がまだまだ十分には進んでいない状況に鑑み、NPOが自ら積極的に団体情報を公開・発信し、市民や行政、企業等の理解を得るよう努める必要があることから、現行計画を引き継ぐ形としています。

「(3) 自立した活動を継続していくための支援」につきましては、依然として本県のNPOの多くが運営基盤の脆弱性や人材不足といった課題を抱えている現状を踏まえまして、活動の継続性を確保するために必要な観点として、①から④までにありますように、人材の育成、ソーシャルビジネスの活用、寄附文化の醸成、ボランティア文化の醸成といった視点を新たに加えております。

新旧対照表の右側、現行計画の「(4) 情報公開の充実と政策立案への参加機会の拡充」につきましては、第4章の「施策と事業」等において触れることか

ら、「基本計画の見直しの視点」からは削除し、(4)として新たに「東日本大震災からの復興とNPO活動支援」を加え、NPOを震災復興の担い手、被災者・行政・支援者等の結び手として位置付けております。

「(5) 行政との協働を確立するための仕組みの整備」及び「(6)多様な主体とのパートナーシップの確立」につきましても現行計画を引き継ぐ形とし、引き続き、NPOが行政の政策プロセスに参加できる仕組づくりや、NPOと行政の相互理解の推進、NPOと行政、企業等多様な主体とのパートナーシップの必要性を説明しております。

なお、(6)につきましては、協働の促進に当たって留意すべき事項として「お互いの立場の尊重」という文言を入れております。

2の「基本計画における基本理念につきましては、第1章及び第2章並びにただいま説明しました「基本計画の見直しの視点」を踏まえる形で、現行計画と同様、第3章での記載を考えております。

基本理念につきましては、目指すべき姿を言い表すものとして、現行計画の基本理念はいまだ有効であることから、資料2の「概要」には、現行計画の基本理念を仮置きしております。

「3基本方針と施策の柱」につきましては、文言を修正した部分がありますが、叩き台においては基本的に現行計画を引き継いだ内容となっております。

二つある基本方針の一つを「NPO活動の促進」とし、「NPO活動の促進体制の整備」及び「NPOの自立と発展の支援」を施策の柱として掲げています。また、もう一つの基本方針を「多様な主体とのパートナーシップの確立」とし、「NPOと行政とのパートナーシップの推進」及び「NPOと多様な主体とのパートナーシップの推進」の二つを施策の柱として掲げております。

ここで、資料2「概要」を御覧ください。新旧対照表にはまだ反映していませんが、今後重点的に取り組む事項として、「意欲のNPO等の運営基盤の充実・強化、活動の継続性の確保に向けた支援」と「年代や性別等を超えた多様な主体のNPO活動への参加促進に向けた支援・環境整備」を今回新たに加えておりますので、この点につきましても御意見を頂戴したいと考えております。

#### ○石井山会長

基本的には前回は踏襲した中身ですが、ソーシャルビジネスは新しい観点として盛り込まれた部分になります。そのことで鎌田委員が一番詳しいということで、情報提供をお願いしたいと思います。

#### ○鎌田委員

配布しております資料を御覧下さい。まず、なぜこのような分野に公庫とし

て取組んでいるかについて説明いたします。政府の成長戦略に基づきまして、成長分野でありますこういった分野に重点的に取り組んでいます。創業支援や事業再生支援、海外展開、農業関係などの6次化と同じように、ソーシャルビジネスの支援を一つの政策的項目として掲げて、地域や社会の課題解決、安定的かつ継続的な雇用創出に取り組む団体をいかにサポートできないかと考え、こういった分野に取り組んでいます。そもそも、ソーシャルビジネスとはどういったものかにつきましては、残念ながら明確な定義は上がっておりません。資料は、経産省から出されている資料を整理したのですが、子育て支援や高齢者支援、街作り、就労支援、こういったキーワードになるようなことに取り組んでいる活動については、私たちはソーシャルビジネスと呼びましようとして定義づけて活動しています。ソーシャルビジネスに求められることを挙げさせていただくと、大きく3つ（社会性・革新性・事業性）と考えております。この3つがうまく調和して始めて、ソーシャルビジネスとして成り立ちます。一般的なNPO法人は事業性の部分で、つまりは継続的な財・サービスの確保・提供の部分で弱くなっている。事業性を高めていくことが、ソーシャルビジネスを継続していくうえで必要だと考えています。

次にアンケート調査の結果を見ると、ソーシャルビジネスを行う団体がどういったことを課題として捉えているかを分かります。アンケートは複数回答となります。見ていただくと、お金や収益に関することが多数挙げられています。事業収益の確保、補助金・助成金の確保、事業採算性の確保などが挙げられています。ソーシャルビジネスを営んでいる団体の大半の方々が資金面、収益面で悩んでいることの一つの結果だと思えます。

ソーシャルビジネスの事業者の方々が、継続的に事業活動するのにどういったことが必要になるのか。事業活動するためには、雇用の問題もありますし、事業戦略、経営資源が不可欠になっています。このためには、運営資金が必要となります。資金が自分達で調達できればいいのですが、調達できない場合はどうするか。それがないと事業が止まってしまうのが、現在の大きな問題点があります。

資金調達が必要な場合として事業開始、拡大するとき、設備投資するときに資金調達が必要になると書いています。会費・寄附金や補助金などについては、柔軟性がないが、返済の必要はありません。

融資については、返済義務が伴います。最近では、クラウドファンディングという方法によって資金調達する方法も出てきていますが、それをしていても調達金額が小さいという問題があります。

次の、金融機関から借入するときに困ること、代表者の保証を求められることがあります。例えば、NPO法人に限らず、経営者保証免除をどこの金融機

関も進めています。融資をして、法人が返済出来なくなった場合は、回収が出来なくなります。非常にリスクを伴います。一般的な金融機関は、信用保証の制度があればある程度リスクを回避できますが、信用保証がなければ、全てが、自己責任となります。返済が滞れば不良債権となります。NPO法人との連携の中で、代表者保証免除を求める団体が多くありました。営利企業であれば、創業者＝経営者というのが多いですが、NPO法人は創業者＝代表者に当たらないケースが多くなります。NPOは熱い気持ちを持った方が多く創設されていますが、代表者には有識者である大学の先生や地域の名士の方が多くなっているように感じます。そういう方が、代表で債務保証を求められても断るケースが多く、なかなか借入ができないことが多くなっています。後は金利面や金融に不慣れなことからの借入の手続きなどで、問題を掲げる方が多くなっています。

ソーシャルビジネス関連の融資実績は、全国値で、6,045件となっています。宮城県では、NPO法人への融資実績が平成26年度が33件、平成25年度が21件となっております。東北6県では、平成26年度の実績が94件となっています。融資実績の約3分の1が宮城県となっています。

また、ソーシャルビジネスという観点で捉えると、平成26年度に宮城県全体で、184件の融資を行っています。私たちのソーシャルビジネスの定義が、NPO法人だけに限っておらず株式会社であっても事業内容が、公益性等が認められれば対象としています。

融資の傾向としては、過半数の方が利用金額500万円以下です。また、事業者の方の事業規模については、過半数が5,000万円以下になっています。NPO法人でも、それほど規模の大きくない団体の利用が多くなっています。利用者の業歴については、創業前、創業後1年以内と若い企業の割合が多くなっています。創業時の年齢についても、20～30代の若い方の割合が高くなっています。

次に、全国で公庫の融資を受けた方の融資事例を何点か挙げております。昨年度末に全国のソーシャルビジネスに融資をした11の事例を掲載した事例集を冊子で作っておりますので、次回の委員会的时候には参考情報として提供させていただきます。委員会でとりあげていただければと思っております。

#### ○石井山会長

どうもありがとうございます。NPOと限定しても、全国で940件。宮城県で33件が利用しているということですね。一つ質問ですが、このような融資を受けられた団体は、最終的には、どのような収益で自立を図っていく傾向

があるのでしょうか。

#### ○鎌田委員

ソーシャルビジネスは幅が広がっています。NPOにも様々な分野がありますが、福祉関係の業種の方が多くなっています。基本的には安定して収益が見込まれる事業を営んでいる方が多くなっています。後は、補助金・助成金を受けられる方が、お金が入ってくる来年度までのつなぎ資金として利用いただくことが多くなっています。

非営利という前提のなかで、収益を考えない事業計画を作る方が多くなっています。こういった場合、今期は事業が続くが、来期は難しいということを指導しています。今後伸ばして行きたい事は何であるのかを確認し、その情報を提供することで事業継続ができるような方法はないか検討しています。例えば、企業と企業のマッチングなどの支援を検討しています。

#### ○石井山会長

現状としては、制度としての裏付けがあるところや、制度と制度の隙間のところの利用が多いということですね。

そういった事を踏まえながら、3章の中身の検討となります。

#### ○宗片委員

女性達が起業して事業を立ち上げて活動する方もいるが、私達の団体もそうだが、助成金、助成金で運転資金としています。今までやったこともないのノウハウもなくコーディネートとしてくる人もいない、資金も尽きたということをよく聞くが、そういったことの助言などは行っているのでしょうか。

#### ○鎌田委員

どこまで、希望に応えられているか分かりませんが、女性の起業家の方は私たちに熱心に色々な事を聞いてきます。例えば、事業計画を作りましょうと提案した場合に、男性は、1・2回ぐらい面接すると分かりましたと応じますが、女性は、慎重な方が多くなっています。

また助成金等をもらって元気うちに、もう一つの事業の柱を作りませんかと提案しています。一朝一夕に事業計画は作れませんので、今やっている事業のなかで、新しいものを作っていきますかなどと提案しています。

また、全国の事例を見ていただくことや、私達だけの対応で出来ない場合は、商工会やよろず支援拠点など様々な団体の知恵を借りてやっています。

(事業計画の策定を) はじめるのが、早いか遅いかはありますが、そういつ

たことに前向きに取り組んでもらうために、色々な情報をださせていただきます。公庫では応えられないケースであれば、税理士や行政書士との間のネットワークを利用して応じています。

また、NPO法人に対する融資はどれだけ、不良債権になっているかと申しますと、普通の事業資金よりは少なくなっていることが言えると思います。

#### ○石井山会長

全体からして見ると、ソーシャルビジネスに関しては、そこまで具体的にはなっていませんが、何らかの踏みだしを第3章に入れて行こうとなっています。

それ以外の文案は、前回の計画を踏襲した内容となっています。いかなる踏みだしを作っていく必要があるのか少し意識しながら、提案いただければと思います。

#### ○佐藤委員

一つは、表現の問題だが、基本計画の見直しの視点で、現行計画から引き継いだところは「必要ありません」という表現だが、例えば、31ページの「多様な主体とのパートナーシップの確立において」の最後は、「環境作りに取り組みます」となっています。また、30ページの「ボランティア文化について」のところは、「取り組みに努めます」となっています。見直しのポイントを現状認識的に「必要がある」と書くのか、それとも、主体を設定して「取り組みます」とした方がいいのか、そこを統一した方がいいと思いました。

それと、(1) NPO活動を促進する体制の充実のところ、NPOプラザは仙台の施設なので、なかなか地方の方は利用できないこともあり、もっと地方でNPOを支援する体制が必要でないかという意見が前回あったと思いますが、NPOプラザと地方の支援体制をどのようにネットワークを組んでいったらいいのかというところまで、今回の基本計画の中では発展させた内容であったほうがいいのではないかと感じました。

#### ○石井山会長

表現に関しては、重要性の指摘となっているところの表現と、計画主体としての取り組みますとなっているところが混在していますので、後者にそろえた方が、文書としてはスマートかと思いました。

具体的な中身として、地方に対する支援に対して、踏みだしをもっと具体的にだしていく事ですね。事務局としてはどうですか。

#### ○事務局

まず、一点目の表現のところは、もう一度精査させていただきます。二点目の仙台以外の支援につきましては、前回の委員会でも意見をいただきまして、後半部分で、NPOプラザで行う部分と中間支援組織がある地域は、そこが行う。無い地域は、NPOプラザがバックアップしながら、設置促進につなげていくという形で考えておりました。

県内各地域で活動しているNPOへの支援事業を展開するとだけ記載していますので、他の中間支援センターとの関係がわかるように文書は対応していきたいと思います。

#### ○川村委員

NPOについての理解の促進の部分について、NPOに対する社会の理解は充分に進んでいるとはいえない状況と書いてありますが、それはそのとおりと感じています。ただその理由としてここでは、NPOからの情報開示や情報発信が不十分だというNPO側の課題だけが指摘されているが、NPOに対する理解をより深めていくために、NPO側だけではなく、市民、行政、企業として出来ること、NPO側からだけではない働きかけもできればいいと感じました。宮城県では、そこまで問題になっていないと思いますが、岩手県ではNPOの不祥事が続き、NPOに対する理解は、現状かなりネガティブな状況になっています。

宮城県でも、NPO側だけではなく、社会全体として啓発をしていく要素も含められるといいかと思いました。

#### ○石井山会長

NPOの活躍が広がることによって、そのような団体も出てきたのが、近年の特徴かもしれないですね。そこを正していくのも取組の中で大切な課題かと思いました。

また、基本理念がありまして、施策の柱がありますが、今回の計画のキャッチフレーズ、また柱が従来を踏襲する形に今はなっていますが、それでいいのかもこのテーブルにおける大事なポイントかと思っております。今日の会議では決められるものではないですが、委員の皆様にご検討いただければと思います。

次に第4章に入りたいと思いますが、3章と4章は関連する部分ですので、何かあれば3章にも戻りたいと思います。では、事務局からお願いいたします。

#### ○事務局

「第4章 施策と事業」につきましては、第3章でお示しした基本理念等の実

現のために、今後取り組んでいく事業を具体的に説明しています。

基本方針1「NPO活動の促進」の、施策の柱1「NPO活動の促進体制の整備」に関する施策「(1)NPO活動促進中核機能拠点（みやぎNPOプラザ）の機能の充実」につきましては、NPOプラザの中核機能拠点としての基盤整備機能と広域的促進機能の充実を図るとともに、指定管理者制度によりNPOの主体性を尊重した運営に努めることとしています。

「(イ) 基盤整備機能」としては、①情報収集・提供機能、②相談・コーディネート機能、③調査研究機能、④活動拠点等提供機能がその内容となります。

「(ロ) 広域的促進機能」につきましては、みやぎNPOプラザの基盤整備機能を活用し、各地域における学習機会の提供など広域的な活動を行うものです。

「(ハ) NPO主体の運営」につきましては、利用者のニーズに即したきめ細かなサービスの提供のため、NPOが管理・運営する指定管理者制度を導入するとともに、学識経験者、施設の利用者、NPOや中間支援組織、県の関係者からなるみやぎNPOプラザ運営評議会を設置し、運営や基本方針、事業の実施に関しての審議を行うものです。

「(ニ) 地域のNPO支援施設の機能の充実と連携」につきましては、県内のNPO支援施設については、昨年度調査・把握いたしました課題の解決に向けた支援を行うとともに、NPO支援施設のない地域については、今後の設置促進を進めることや、新規の設立団体が多い地域については、NPOプラザも活用してNPO活動の支援を図って行きたいと考えております。

「(ホ) 中間支援組織等への支援」につきましては、中間支援組織の自主性を尊重しながら、運営力強化が図られるような効果的な支援や、中間支援組織同士の横のつながりが持てるような支援を行うこととしています。

施策の柱2「NPOの自立と発展の支援」につきましては、「(イ) NPOへの理解の促進」のために、1点目としまして「NPO及びその活動に関する広報等啓発・情報提供」、2点目としまして「NPOによる情報公開・情報発信の支援」、3点目として「認定NPO法人への移行促進」を掲げております。

3点目の「認定NPO法人への移行促進」につきましては、新たに加えております。平成24年度の法律改正により税制優遇措置が拡充され、NPO活動を支援する仕組みが整備されました。これらの制度が活用されるようにNPOへの周知等を進めることとしています。

「(ロ) NPOが必要とする情報の発信」につきましては、NPOが活動する上で必要となる、各種助成金や、他のNPOの活動情報等を引き続き提供します。

「(ハ) 人材の育成等」につきましては、「継続的な活動に必要な講座の開催」、「NPO支援施設・中間支援組織の相談機能の強化」、「団体相互の交流促進」、「多様な人々の参加促進」により推進していくこととしております。

「多様な人々の参加促進」につきましては、第3章の重点取組の一つとしていくところでもあり、今回、新たに加えております。

「ニ財政的な支援制度の充実」につきましては、みやぎNPOサポートローン等による「活動資金の支援」、「寄附促進の仕組みづくり」、「ソーシャルビジネスの活用」により推進することとしております。このうち、「活動資金の支援」に関しては、みやぎサポートローンのほか、今般の中小企業信用保険法の改正等を踏まえて、より利用しやすい融資制度の見直しを検討するほか、県庁各課室が扱う助成制度等について、NPOに情報提供して参ります。また、「寄附促進の仕組みづくり」、「ソーシャルビジネスの活用」は、今回新たに加えた部分になります。

「ホNPO活動拠点の確保」につきましては、引き続き、活動拠点が必要なNPOに県有遊休施設を貸し付けるほか、市町村等の取組も支援していきます。

続きまして、基本方針2「多様な主体とのパートナーシップの確立」の施策の柱1「NPOと行政とのパートナーシップの推進」についてですが、現行計画の「情報公開と政策プロセスへの参画促進」、「政策立案への参加機会の拡充」、「各種審議会委員の公募の推進」により進めることとしております。

「ロ協働の推進」、次のページの「ハ中間支援組織との連携」につきましても、これまでと同様に取り組んでいくこととしております。

「ハ中間支援組織との連携」につきましては、中間支援組織をNPOと行政の円滑な結び手と捉えて、連携していくこととしております。

「ニ東日本大震災復興活動における協働」につきましては、新たに加えた部分になります。多様な活動主体が連携・協働していくことで、復興事業が相乗的に高まっていくものと考えております。このような多様な主体をサポートする体制を構築することとしております。

「ホ市町村への協力・支援」につきましては、②の「情報提供等」の一部を修正しておりますが、基本的には、現行計画を引き継ぐ形としております。

施策の柱2「NPOと多様な主体とのパートナーシップの推進」に関する施策につきましては、引き続き、議会、企業、教育・学術研究機関、その他公益活動を行う団体とNPOとの連携やパートナーシップの形成を推進することとしております。

○石井山会長

4章については、3章で示された部分について具体的な事業の内容を説明いただきました。

○鎌田委員

NPO法人の方々が施設でセミナーを行う時に、市民の方々が、NPOがやるのに何でお金払わなければならないのかということをよく聞きます。NPO法人と市民との間にギャップがあるような気がしています。市民にどのようにやったら活動を理解してもらえるか市民の方に活動をいかに認めていただくか。NPOの情報発信というところで、書いていただいていると思いますが、NPOがやっている活動をいかに広く市民に有益と感じてもらえるかが大切である、そのようなことを思いました。岩手県はNPOによる不正事故が発生したこともあり、県もNPOに慎重になっていると聞いたことがあります。宮城県は、そういった団体が出ておりませんが、当委員会の議論を通じて、そのような団体が出ないようにしていくことも大切ではないでしょうか。

○石井山会長

世間一般の方々のNPOへの理解を正しくしていくための手立てを施策のなかに盛り込めないか。ということですね。

○猪股委員

今の鎌田委員の意見をお伺いしまして、ソーシャルビジネスという言葉の響きについて、一般的に一般市民がどのように感じるか。非営利団体の基本の施策のところ、ビジネスという言葉がどっんと出てくることに対して、インパクトが強いかなどという印象を受けました。もちろん、内容をお伺いすれば、よくよく理解することではありますが、広く一般に理解していただくために、ステップを踏むというか、文言が果たしていいのかと思いました。

○石井山会長

何か共感しやすい言葉として猪股委員から提案はありますか。

○猪股委員

ビジネスという言葉が安定した収益は継続して求められるが、利益を求めるものではないというその辺をどのように考えたらいいのかと、私自身も考えが難しいと思いました。

○事務局

ビジネス的手法を活用してNPOが本来の目的を果たしていただくことになるので、ビジネスそのものをするものではありません。NPO法人の本来のミッションを達成するための、手法・手段であるというのが私たちの意図であり

ます。

#### ○西出委員

タイトルのソーシャルビジネスの活用が、他の部分との整合性を考えていくと、違和感を持っていました。29から30ページに書けて、(3)が自立した活動を継続していくための支援として、継続するために必要な支援として項目が、人材育成、寄附文化醸成、ボランティア文化醸成といったところに、手段であるとしているソーシャルビジネスを活用で本文のところでは止まっているが、もしこの部分であればソーシャルビジネスを活用した財政基盤の強化であったり、マネジメント能力の向上であったり、他の項目と合わせて目的をタイトルにする方がいいのかと思いました。NPOが抱える課題として、人材とお金の話があったので、始めに人材、次に財政と整理した方がいいのかと思いました。

さきほどのお話にもありましたように財政基盤について融資を通して、NPOに対する指標であったり、サポートであったり、全体的な質の向上であったり、力量形成にも資することになるので、そういったことを何らかの形で入れていただくといいのかと思いました。3章と4章にも同じようなことがあるので、そこも合わせるといいのかと思いました。

#### ○川村委員

さきほど、鎌田委員から、NPOに対する理解についての御意見がありましたが、寄附促進の仕組み作りの項目のなかで、NPOのみならず寄附に対する理解促進にも触れていただければと思います。日本は寄附文化がないと言われますが、赤い羽根募金には皆さん小学校のころからなじみがあると思いますし、お寺のお布施や寄進も寄附にあたると思います。実は、日本でも寄附は、それぞれの地域の生活の中に密着したものであることが言われています。しかしながら、NPOに対して寄附をするのはまだまだ一般的ではないのかと思います。寄附促進の仕組み作りでは、寄附をするとどのように社会を変えていけるのかや、寄附の行為事態についても啓発をしていくことも視点として盛り込みながら、施策に反映させていただければと思います。

#### ○石井山会長

川村委員ところでは、寄附についての、理解を広げていくための情報の伝え方やノウハウを持っているのでしょうか。

#### ○川村委員

はい、我々の助成先の団体に、寄付集めのノウハウをお伝えしたりという基盤強化をアドバイザー的にお手伝いをするのも業務として行っております。また、全国的に日本ファンドレイジング協会というが寄附の促進に向けた組織が立ち上がり5～6年くらいになると思いますが、東北での寄附の促進ということでは、私の組織も協力をさせていただいて、いろいろな活動をしています。2015年の12月に日本で初めて、全国的に寄付を促進する寄附月間という取り組みが行われます。この取り組みについても、全国のNPOや企業などと協力して進めているところです。

#### ○石井山会長

そういうノウハウを生かしながら、NPOプラザで展開していく事業をより豊かにしていくこともできそうですね。

#### ○相澤委員

NPO活動を促進するためには、実践段階の中で、地方自治体の役割が非常に大きいと色々な形で伺っておりました。この実践段階でも示しているように、自治体の役割は非常に大きいと思います。実際にどのようなようにつなげて、すそのを広げていくかが効果的だし実践として早いと思います。今後、県の立場として、地方自治体や仙台以外の自治体にどのような働きかけをして、すそのを広げていくか、職員の認知度が低いので方法があれば聞かせていただきたい。

#### ○事務局

各地域でNPO活動が促進されるためには、市町村の果たしていただく役割は非常に大きいと思っています。市町村への協力支援という項目を、従来からの踏襲する形でいれさせていただいております。その中で、各市町村の協力をいただいて、市町村のNPOの活動促進に係る調査というのを実施しております。基本的には各市町村の職員の方に、NPOの意義やNPOは行政と対等なパートナーとしていろんな施策を協力して進めていただける団体であることを広く理解をいただくことと、市町村によっては、NPOとの協働が非常に盛んなところもありますので、事例などを市町村の担当課長会議を通じて広めて、全体の底上げを図ることを考えたいと思います。

#### ○石井山会長

この部分については、第5章にも関連する部分がありますので、先に第5章について事務局から説明をいただいて、議論を深めて行きたいと思います。

## ○事務局

第5章について説明いたします。「基本計画を推進するための体制づくり」ということで、県の推進体制などについて説明する部分になります。

「1宮城県民間非営利活動促進委員会」につきましては、現在も委員会の皆様からの提言だけではなく助言もいただいておりますので、「助言」を加えています。

「2庁内におけるNPO活動の推進体制」の「(1)宮城の将来ビジョンにおけるNPO」及び「(2)行革推進プログラム2010」につきましては、計画期間が終了しておりますので、今回の計画からは削除しております。新規といたしまして、「震災復興計画におけるNPOの位置付け」を加えております。現在は震災復興計画においては再生期であり、発展期へ向けて取り組んでいるなかで、多様な活動主体の一つとしてNPOも位置付けられています。

「(2)NPO活動促進庁内連絡調整会議等の開催」につきましては、NPO活動の促進に関する施策を総合的に推進するために設置されているNPO活動促進庁内連絡調整会議や、パートナーシップ推進員を設置して協働内容の検証を行うこととしております。

「(3)地方機関におけるNPO活動の促進」につきましては、現在の体制を維持し、地方機関と連携するとともに、これらの地方機関からのNPO活動に関する情報提供を行うこととしています。

「(4)NPO関連施策の実態の把握と推進」につきましては、NPO法人の活動は様々な分野で行われており、県庁内の担当部署も各課に及んでいることから、本庁各課や地方機関におけるNPO関連施策の実態を定期的に把握することとします。この調査につきましては、年1回実施しておりましたが、震災からしばらくは実施できていなかったため、今後は実施し、NPOとの協働や施策の推進に活用します。

「(5)職員研修の実施」につきましては、NPOに関する市町村調査などからも行政職員のNPOに対する理解が十分ではないことから、県庁内だけでなく、市町村職員も対象とした職員研修を開催することとしております。

「(6)国への政策提言」につきましては、特定非営利活動法人に対する優遇税制、特定非営利活動法人に対する寄附者控除制度の拡充や国におけるNPO支援事業の展開を含めたNPO活動を促進するための政策を他の都道府県と連携し国に提言していくこととしています。

「3市町村との連携」につきましては、基本計画の全県的な推進には、市町村との連携・協力が必要不可欠であることから、市町村との会議等を開催するなど、県の事業内容の説明や取り組みへの協力を依頼していくこととしていま

す。

「4基本計画の見直し」につきましては、現行の計画と同様に5年を目途として行うこととしています。第5章につきましては、以上でございます。

○石井山会長

この部分、3・4章にもつながると思いますので、5章に限定せずに御意見をいただければと思います。

○相澤委員

実践する場合に、地方自治体も課題が山積しており、子育てや、介護、福祉、非常にマンパワーを必要とするが、各自治体でマンパワーが足りません。財政的余裕がないなかで、いかに皆さんに協働していただきながら、活用してその期待に応じて課題解決に向けた中で、非常にこれを実践していくと、効果が高いと考えています。ぜひ、そのような土壌を作っていただきたい。県が指導しながら、地方自治体におろしていきながら、NPOなり、団体なり、指定管理なり、そういった手法を使いながら、幅広くやっていただければ大きな課題解決に向かってアクションを起こせるのではないのでしょうか。重点的にアクションを起こしていただければと思います。

○石井山会長

市町村との関係をどう作るかが、今回の計画のポイントになりそうですね。

委託や指定管理が今後大きな課題になるわけですが、この計画の中では、現段階では、そのことについての説明がほとんど入り込んでいない事が確認出来たかと思います。今後の検討の中で、きちんと書き加えていくことが大事かと思いました。

○西出委員

職員研修の充実のところですが、前回の委員会の最後に高浦委員からもお話がありましたが、他県等では職員がNPOに一定期間派遣される自治体があります。正確ではないのですが仙台市も、そのような仕組みを作ろうとしていたと思います。前回は京都の事例がありましたが、全国的にみると、日本NPOセンターに1年間職員を派遣するという事例もあります。現在の書き方では、研修を定期的で開催しますとなっており、単発の研修を定期的に行うと思いますが、さらに踏み込んでいただいて仕組み作りもあってもいいのかと思いました。

#### ○石井山会長

同じような情報は聞いたことがありまして、本日はせんみやの伊藤委員が欠席しておりますが、伊藤委員が尽力されて、仙台市職員がNPOにインターンシップとして入っていくという仕組みがここ1年くらいで動き始めているという話も聞いたことがあります。

様々な仕組みを研究して、職員研修については、従来以上の踏み出しを作っていくことが必要かと思いました。

#### ○事務局

職員研修については、これまでも実施しております。指定管理者にお願いしていましたが、県と市町村の職員を対象に「NPOとは」の部分から始めています。今年度は一步踏み込んだ形で講座をしていただいています。協働の推進は、大きなキーワードかと思いますので、それを充実した形にしていければいいと思います。職員研修についてワークショップやNPOとの交流などの実践的なメニューとして書いていますが、派遣になると本県は震災復興で、職員が他県からも応援をいただいている状態で、中々、長期間NPOに職員を派遣する形態の研修は難しいのかと考えております。

ただ、職員研修のやり方を、講師の話を座学で聞いて終わりではなく、少し実践的な部分において、お互いの相互理解がさらに進むような持ち方が今後できるのかと思えます。

#### ○石井山会長

実現可能性は難しくとも、まずは、アイデアや情報として、受け止めていただくだけでも、ありがたいですね。

#### ○齋藤委員

各市町村で抱える問題がある中で、マンパワーが市町村でも求められています。そういった中で、NPOへの期待感を仙台市だけではなく、地方の方にも広がってきているという実感がある中で、NPOの支援施設等がまだまだ足りないところもあります。施策の大きな柱で、だからこそみやぎNPOプラザの充実と大きく書かれている現状はあるでしょうが、やはりNPOプラザまで足を運べない現状の課題として大きくあるかと思えます。

山元町や仙南のあたりは、震災から一步前へ踏み出すための施策として、行政と地域の団体が立ち上がる動きもあるようです。常時相談できるような場所などが、まだまだ足りない部分では、明確な施設を何施設といったことは盛り込むことは難しいが、より明確な取組的なもの、行政の理解、市町村職員に対

しての理解，より理解のための取組も考えながらのものであるといいと思いました。

○石井山会長

助成金を獲得していく能力での南北格差は明快にでてきていると思います。

仙台を離れたところにいる団体の支援をこれからの5年間で何ができるか、目玉になるものが打ち出せればと思います。

○宗片委員

具体的な意見をいただいてありがとうございました。NPO活動している身として、もっと力強さを計画の中に出していただきたいと思います。NPO活動していると、いろいろな理解が得られなくても、社会的な課題を踏まえて活動しています。そのためなかなか地域に入れなかったり、行政と組めなかったりと課題はあります。しかし、それは必要だということで、自分達で助成金を獲得し、人手を獲得しながら活動しているという実態はあります。

NPOの貢献度を踏まえて、一貫したトーンということで、NPOの必要性和貢献度をもっと力強くこの計画に出していただきたいと思います。

具体的にどうではなく、むしろ、全体の流れの中で、NPOの必要性和、これまでの実績を積んでいるNPOもたくさんあるので、そういったあたりも十分に盛り込んでいただいて、NPOの大切さを計画の中に盛り込んでいただくといいと思いました。

○石井山会長

各論も大事ですが、全体の背骨の部分で力強い言葉をいただきました。

○事務局

さきほど、第1・2章の際にも委員の皆様から意見がありましたアクションプランにつきましては、全体を読んでいただいて、これまでのNPO基本計画は実施することは詳細に書き込まれていて、アクションプラン的な中身であります。5年間なにも管理しなくてもいいということではありませんが、毎年2～3月に当委員会を開催し出席いただく中で、当該年度に実施した施策について報告させていただいて、皆様に御審議や御意見をいただいている仕組みがあります。これからも、当委員会において、当該年度に実施した施策を詳細に報告する中で、進行度合いについても御意見をいただき、翌年度に反映する仕組みで御理解をいただければ幸いです。

○石井山会長

3つ目の議題に入ります。事務局からお願いします。

○事務局

協議事項（3）追加調査について説明させていただきます。資料4を御覧下さい。今回、基本計画の見直しを行っておりますが、その補足材料とするために追加調査の方を今後実施したいと考えております。資料4に記載のとおり、調査対象は、震災後に、年度で言えば平成23年度～26年度に設立されたNPO法人ということになります。目的としましては、大震災以降に設立されたNPO法人について、運営や規模活動形態、現在の状況等を整理するとともに、活動を休廃止または縮小している法人について、その原因や課題を探り今後の施策、事業の検討に役立てるものとしています。

調査の中で、調査内容案ということで、いくつか例示していますが、震災対応、復興、被災者支援を目的に設立したものかどうか、法人化する前に任意団体の形で活動していたかどうか、法人化した理由、きっかけ、行政や大学などのネットワークを持っているか。事業を行ううえで課題があるかについて、整理したうえで調査を実施したいと考えております。予算や時間の制約はありますが、調査項目等につきまして、御意見ありましたら、お聞かせいただきたいと思っております。

○石井山会長

選択肢方式のアンケートを想定しているということでもいいですか。

○事務局

選択肢方式とし、部分的には記述式にしたいと考えています。

○猪股委員

調査内容は沢山ありますが、活動内容をどのようにPRしているかといった視点もあってはいいのではないのでしょうか。

○川村委員

2点ほど確認させていただきます。震災以降に設立されたNPO法人が対象ということですが、それ以前に設立されたNPO法人については以前にいただいた調査結果の中で、震災によって何らかの変化がありましたなど震災に関連する質問項目があったのでしょうか。また、前半に西出委員の方から指摘もありましたように、震災後は、設立のしやすさから、一般社団法人の法人格で設

立している団体もあるかと思いますが、そういった団体まで含めて調査の対象とはしないのでしょうか。

#### ○事務局

前回の調査時は、震災の復興活動を実施しているかについてのクロス集計はまとめておりますが、震災による変化についての設問は、特に設けていませんでした。

NPO法人に限っている部分については、期間的に、非常に短い部分もあり、当委員会で審議いただく、材料という部分もありますので、時間的制約の中からは、指定管理者の方と連携しながら実施できればと考えておりましたので、NPO法人に限っております。

#### ○川村委員

期間が短いということであれば、アンケート調査以外にも、ゆるるさんやせんだい・みやぎNPOセンターさん、また宗片委員の団体など特定のテーマで活動している団体が、震災後の動向などにお詳しいと思いますので、そういった団体からヒアリングすることで、一般社団法人など今回の調査対象に含まれないが大きな役割を果たしている組織の情報が得られるのではないのでしょうか。

#### ○事務局

委員ご指摘の点について、こういうアンケート調査をするのも当然ですが、震災復興担い手NPOの補助団体などに何度かお伺いして、NPOをめぐる状況はどうなっているかなど、震災前と震災後の変化などいろいろ聴き取りはさせていただきます。

今回、改めて項目を整えたうえで、団体にお伺いして聴き取りさせていただいて、委員会の方へ報告させていただきたいと考えております。

NPOプラザと連携を図りながら、団体を紹介いただくことなどを考えております。

#### ○西出委員

協働事業を行ったことがある団体については、課題や解決にむけて必要なことについて自由記述や選択肢にしていけば、今回の計画に反映できるかと思いました。

#### ○石井山会長

委員の皆様、活発な御意見ありがとうございました。今回出しきれなかった

意見につきましては、メールなどでいただければと思います。

以上で議事について終了させていただきます。御協力どうもありがとうございました。

○進行

石井山会長には長時間に議事の進行いただきましてありがとうございました。  
その他として、事務局から連絡事項がございます。

○事務局

次回の促進委員会の日程につきましては、10月28日（水）午後1時からとなります。

○進行

それでは、以上をもちまして、平成27年度第2回民間非営利活動促進委員会を終了いたします。ありがとうございました。